

## ルクセンブルクの法制度の概要

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

ルクセンブルク大公国（以下「ルクセンブルク」という）は、周囲をベルギー、フランス及びドイツに囲まれた比較的小さな立憲君主制国家である。ベルギー及びオランダと合わせた3か国は、「ベネルクス」と称される。

1354年にルクセンブルク公国が成立した後、ブルゴーニュ、スペイン、オーストリア及びフランスの支配を相次いで受けた。1815年にオランダ国王を大公とするルクセンブルク大公国が成立し、1839年にはロンドン条約により現在の国境が画定された。1867年には永世中立を宣言したが、2度の世界大戦でドイツに占領されたことから、1948年に永世中立を破棄し、集団的安全保障体制に移行した。ベルギー及びオランダとの間でベネルクス関税同盟（後のベネルクス経済同盟）を結成したほか、1949年にはNATOに、1957年にはEEC（現EU）に加盟した<sup>2</sup>。

現在のルクセンブルクの人口は約50万人であるが、一人あたりGDPは長年トップクラスを維持している。人口の約40%は外国人で占められている。ルクセンブルクにおける給与所得人口のうち、隣国（即ち、ベルギー、フランス及びドイツ）からの越境通勤者が約45%を占めている<sup>3</sup>。以前は鉄鋼業が主な産業であったが、1970年代から金融・保険業が発達し、スイスとともに、欧州有数の金融センターとなった<sup>4</sup>。最近では、通信業や放送業も急成長している。ルクセンブルクに欧州拠点を置いているグローバル企業は数多くある。例えば、Amazon.com、eBay、iTunes、Skypeのほか、日本の楽天が欧州拠点をルクセンブルクに置いている<sup>5</sup>。とくに多くの電子商取引関連企業がルクセンブルクに拠点を置いている理由としては、ルクセンブルクでは世界に先駆けて電子商取引に関する立法及び制度の整備が行われたこと、ルクセンブルクは欧州の中心に位置しており物流上有利であること、ルクセンブルクでの税負担が欧州における最低水準であること等が挙げられる。

---

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> 『データブック オブ・ザ・ワールド 2012年版』（二宮書店、2012年）385頁。

<sup>3</sup> 『ルクセンブルク大公国 徹底解説』（ルクセンブルク政府広報局、2012年）19頁。

<sup>4</sup> ルクセンブルクで金融業が発達した理由としては、①預金者の取引の源泉税やキャピタルゲイン課税を免除する優遇税制、並びに②預金者の秘密を厳格に保護する法制度等があった。

<sup>5</sup> 前掲『データブック オブ・ザ・ワールド 2012年版』385頁。

しかし、最近では、ルクセンブルクは事実上のタックス・ヘイブン（租税回避地）であるとして国際的的非難を受けることが多くなっていたことから、国際的な規制強化の流れに沿った税制改正が行われるようになってきた。

ルクセンブルクの国語はルクセンブルク語であり、公用語はフランス語、ドイツ語及びルクセンブルク語である。日常生活上の会話ではルクセンブルク語が使用されることが多いが、法令・公文書・判決書等ではフランス語が使用されることが多く、学校教育においては主にドイツ語により教えられている。このように、3言語が場面に応じて使い分けられ併存していることは、ルクセンブルクの多言語国家としての大きな特徴である。ルクセンブルク人の多くが、ルクセンブルク語、フランス語、ドイツ語及び英語というように多言語に通じていることも、外国からの投資を呼び込む一因となっているといわれている。

ルクセンブルクの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。ルクセンブルクでは、ナポレオン帝政時のフランスに併合された時代から法制度の整備を始めとする近代化が推し進められたため、ルクセンブルク法は、フランス法の影響を強く受けているといえる。

## II 憲法

1868年10月17日に制定されたルクセンブルク憲法は、幾度もの改正を経て、現行憲法に至っている。最終改正は、2009年3月12日であった。

表1：ルクセンブルク憲法の主な体系（2009年3月12日改正までを反映）<sup>6</sup>

章	節	条文
第1章 国家、領土及び大公		第1条～第8条
第2章 公共的自由及び基本的人権		第9条～第31条
第3章 主権		第32条～第32条の2
	第1節 大公の権限	第33条～第45条
	第2節 立法	第46条～第48条

<sup>6</sup> 表の作成及び本稿における条文の引用にあたっては、高仲東麿著「ルクセンブルク大公国憲法」(『朝日法学論集 第4号』(朝日大学法学会、1990年)所収)等を参照した。

2009年改正までを反映した憲法のフランス語原文は、以下のウェブページに掲載されている。

[http://www.legilux.public.lu/leg/textescoordonnes/recueils/constitution\\_droits\\_de\\_lhomme/CONST1.pdf](http://www.legilux.public.lu/leg/textescoordonnes/recueils/constitution_droits_de_lhomme/CONST1.pdf)

2009年改正までを反映した憲法の英訳は、以下のウェブページに掲載されている。

[https://www.constituteproject.org/constitution/Luxembourg\\_2009.pdf](https://www.constituteproject.org/constitution/Luxembourg_2009.pdf)

	第3節 司法	第49条
	第4節 国際的権限	第49条の2
第4章 代議院		第50条～第75条
第5章 大公国政府		第76条～第83条
第5章の2 国家諮問院(コンセイユ・デタ)		第83条の2
第6章 司法		第84条～第95条の3
第7章 軍隊		第96条～第98条
第8章 財政		第99条～第106条
第9章 地方公共団体		第107条～第108条
第10章 公共的施設		第108条の2
第11章 通則		第109条～第115条
第12章 経過規定及び附則		第116条～第121条

## 1 統治機構

ルクセンブルクは、国民主権原理（32条1項）及び議会制民主主義（51条1項）に立脚する立憲君主制国家である。

### （1）大公

大公は国家元首であり、憲法及び法律に従って執行権を行使する（33条）。大公の地位は、ナッソー（Nassau）家が世襲するものとされている（3条）。大公の権限は、憲法及び特別の法律に明示されたものに限られる（32条2項）。大公は、代議院が可決した後3か月以内に、法律を公布しなければならない（34条）。大公は、法律を執行するため、規則（フランス語原文では「règlements」）及び命令（フランス語原文では「arrêtés」）を制定することができる（36条）。大公は、条約を締結することができ、条約を執行するため、規則及び命令を制定することができる（37条1項、4項）。大公は、軍隊を統帥し、代議院の承認の上で、宣戦布告又は戦争の中止をすることができる（37条6項）。

### （2）政府

政府の組織は、大公により決定される。政府は、少なくとも3名以上により構成される（76条1項）。政府の閣僚は、大公により任命・罷免される（77条）。大公の権限行使は、政府の閣僚により副署されなければならない（45条）ことから、政府の閣僚は、大公の権限行使に関し、法的及び政治的責任を負う。

### （3）代議院

立法には、必ず代議院の同意が必要である（46条）。ルクセンブルクでは、一院制が採ら

れている（50条）。議員の定数は60名（51条3項）、任期は5年であり（56条）、直接選挙で選出される（51条4項）。

全ての法律は、その成立のためには、原則として、2回の投票に付されなければならない。2回の投票の間には、少なくとも3か月の期間を置かなければならない（59条）。全ての決議について、絶対的多数決主義が採られており、可否同数の場合は否決されたものとして取り扱われる。決議を行うには、議員の過半数の出席が必要である（62条）。

大公は、代議院を解散することができる。新しい選挙は、解散後3か月以内に実施されなければならない（74条）。

#### （4）国家諮問院

国家諮問院（コンセイユ・デタ、フランス語では「Conseil d'État」）は、法律案及び改正案、並びに政府又は法律により付託されたその他の諸問題に対して答申を行う機関である（83条の2第1項）。国家諮問院は、大公により任命された21名の諮問員<sup>7</sup>で構成されている<sup>8</sup>。国家諮問院の組織及び権限行使の方法は、法律で定められる（83条の2第2項）

#### （5）裁判所

ルクセンブルクの裁判所には、大きく分けて、司法裁判所の系列（最高裁判所、地方裁判所、治安裁判所）と、行政裁判所の系列（行政裁判所、行政審判所）がある。最高裁判所には、控訴院と破毀院が含まれている。

また、憲法裁判所の制度もある。憲法裁判所は、既存の法令の憲法適合性についての判断が、通常の訴訟手続上必要になった場合に、裁判所からの要請に基づいて違憲か合憲かの判断を行う裁判所である。憲法裁判所は9名の裁判官により構成され、この中には、最高裁判所長官、行政裁判所長官、2名の破棄院判事も含まれる。

裁判は、上級裁判所（フランス語では「cour」）及び下級裁判所（フランス語では「tribunal」）により、大公の名において行われる（49条1項）。判決及び決定は、大公の名において執行される（49条2項）。

私権に関する訴訟は、専属的に、下級裁判所の管轄に属する（84条）。公権に関する訴訟は、法律によって規定された例外を除き、下級裁判所の管轄に属する（85条）。

## 2 人権

ルクセンブルク憲法においては、日本国憲法で保障されているような人権は、ほぼ規定されている。日本国憲法とは異なる点としては、例えば、死刑が禁止されていること（18条）等が挙げられる。

---

<sup>7</sup> 諮問員が、政府の閣僚又は議員を兼職することは認められない（国家諮問院設置法10条）。

<sup>8</sup> 前掲『ルクセンブルク大公国 徹底解説』12頁。

また、ルクセンブルク憲法 29 条は、行政及び司法において、いずれの言語を使用するかについては、法律が定めるものと規定されている。この規定を受けて、「言語の規制に関する 1984 年 2 月 24 日法」（以下「言語法」という）が制定されている<sup>9</sup>。言語法によると、①ルクセンブルク語が国語であること（1 条）、②法令及び施行規則はフランス語で起草されるものとし、もし法令及び施行規則に翻訳が付される場合においても、フランス語のみが有効であること（2 条 1 項）、③行政及び司法においては、フランス語、ドイツ語又はルクセンブルク語を使用することができること（3 条）、④行政上の申請書がルクセンブルク語、フランス語又はドイツ語で記載されている場合、行政機関は可能な限り、申請者が選択する言語で回答すべきこと（4 条）とされている<sup>10</sup>。言語法においてルクセンブルク語が国語であると明記されたことは、ルクセンブルク人のアイデンティティを象徴するものと考えられ、近時、ルクセンブルク語の使用範囲が広がっているが、書き言葉としての使用は限定的であり、EU における公用語ともされていない<sup>11</sup>。

### 3 欧州連合（EU）の影響

ルクセンブルクは、EU 及び NATO の原加盟国の 1 つであり、欧州司法裁判所、欧州会

---

<sup>9</sup> 木戸紗織著「ルクセンブルクの多言語社会に関する考察 —欧州連合の『母語プラス二言語』政策の実践例として—」（『都市文化研究 Vol.10』（都市文化研究センター、2008 年）所収）58～59 頁。

<sup>10</sup> 実際、ルクセンブルクでは、3 言語が機能的に使い分けられている。例えば、法律はフランス語で起草される。代議院では、フランス語又はルクセンブルク語が使用される（代議院規則がフランス語で規定されているため、議事手続の進行や政府への質問はフランス語で行われる。他方、代議院での討論はルクセンブルク語で行われる）。裁判所についてみると、民事訴訟では主にフランス語が使用される。他方、刑事訴訟では、被告人及び証人が 3 言語のうちいずれを使用するかを選択することができるが、判決書及び訴訟記録はフランス語又はドイツ語で記述される。教育機関においては、まず幼稚園ではルクセンブルク語が使用され、小学校 1 年生（6 歳）からドイツ語が、2 年生（7 歳）からフランス語が教えられる。初等教育から中等教育の最初の 3 年間まではドイツ語を使用して語学以外の科目の授業が行われ、中等教育 4 年目以降は主にフランス語で授業が行われる。さらに、英語は、中等教育から教えられる。希望する生徒は、ラテン語、スペイン語、イタリア語を選択することもできる。語学教育は、全カリキュラムの約 50% の比重を占める。企業における社員同士の会話についてみると、ベルギー及びフランスからの越境通勤者が多いため、フランス語が使用されることが比較的多い。ビジネス文書は主にフランス語で記述される。EU の機関や国際的な大企業では、英語が共通語として使用される。新聞等の活字メディアの多くはドイツ語で記述されているが、一部にはフランス語のものもある。越境通勤者や外国人居住者向けの出版物では、ポルトガル語、フランス語及び英語のものが多い（近時のルクセンブルクでは、ポルトガル移民のコミュニティが拡大しており、ポルトガル語が使用される場面も増えている）。ラジオ放送では、主にルクセンブルク語が使用されるが、ポルトガル語、スペイン語及びイタリア語の放送もある。テレビ放送でも、主にルクセンブルク語が使用されるが、ニュース番組にはフランス語又はドイツ語の字幕がつく。宣伝・広告は、内容及びターゲットにより、言語が使い分けられている（前掲『ルクセンブルク大公国 徹底解説』22 頁及び木戸・前掲書 59～60 頁を参照）。

<sup>11</sup> 木戸・前掲書 61～63 頁。

計監査院、欧州投資銀行等のEUの諸機関が置かれている。また、1999年より、単一通貨ユーロを導入している。

### Ⅲ 民法

ルクセンブルクは、ナポレオン帝政時のフランスに併合されていたため、1804年のナポレオン民法典がそのままルクセンブルクでも適用されていた。その後フランスの支配を脱し、1815年にルクセンブルク大公国が成立した後も当該民法典は存続した。こうしたことから、ルクセンブルク民法典は、一部改正を経ながらも、現在でも基本的には、1804年のナポレオン民法典と概ね同じ内容のものが適用されている<sup>12</sup>。

ルクセンブルク民法典<sup>13</sup>の体系は、フランスのナポレオン民法典と同様に、「人」、「財産」、「財産取得」の3つに大別するという「法学提要方式」又は「インスティトゥティオネス (Institutiones) 方式」と呼ばれるものである。

表2：ルクセンブルク民法典の主な編別構成（2013年2月1日現在）<sup>14</sup>

—	序章 法律一般の公示、効果および適用
第1編 人	第1章 民事上の権利の享受及び喪失 第2章 民事身分証書 第3章 住所 第4章 不在者 第5章 婚姻 第6章 離婚 第7章 親子関係 第8章 養親子関係 第9章 親権 第10章 未成年者、後見及び解放 第11章 成年及び法により保護される成年者
第2編 財産及び 所有権の諸変容	第1章 財産の区別 第2章 所有権

<sup>12</sup> 「An introduction to legal research in the jurisdiction of Luxembourg」 (Institute of Advanced Legal Studies, University of London, 2013年)

<http://libguides.ials.sas.ac.uk/luxembourg>

<sup>13</sup> ルクセンブルク民法典のフランス語原文は、以下のウェブサイトに掲載されている。

[http://www.legilux.public.lu/leg/textescoordonnes/codes/code\\_civil/CodeCivil\\_PageAccueil.pdf](http://www.legilux.public.lu/leg/textescoordonnes/codes/code_civil/CodeCivil_PageAccueil.pdf)

<sup>14</sup> 表中の第3編の和訳については、『民法（債権関係）改正に関する比較法資料』（商事法務、2014年）181頁を参照した。

	第3章 用益権、使用権、居住権 第4章 地益権又は不動産の使用
第3編 所有権取得の諸態様。一般規定	第1章 相続 第2章 生存者間の贈与及び遺言 第3章 契約又は合意による債務一般 第4章 合意なしに成立する義務 第5章 夫婦財産契約及び夫婦財産制 第6章 売買 第7章 交換 第8章 賃貸借契約 第9章 組合 第10章 貸借 第11章 寄託及び係争物寄託 第12章 射倖契約 第13章 委任 第14章 保証 第15章 和解 第16章 アストラント 第17章 質 第18章 先取特権及び抵当権 第19章 強制徴収及び債権者間の順位 第20章 時効

ルクセンブルク民法典の体系は、表2のとおりであり、ナポレオン民法典の体系をほぼ踏襲している（例えば、第3編の典型契約の章立ては、追加・削除が行われたことがない）が、条文内容の改正は頻繁に行われている<sup>15</sup>。

#### IV 商法・会社法

ルクセンブルクは1807年フランス商法典を継受したが、その大部分は改正された<sup>16</sup>。

現行のルクセンブルク会社法には、さまざまな種類の会社形態が規定されているが、主な会社形態は、表3に掲げた「株式会社」と「有限責任会社」である。

<sup>15</sup> 前掲『民法（債権関係）改正に関する比較法資料』181～182頁。

<sup>16</sup> 前掲「An introduction to legal research in the jurisdiction of Luxembourg」

表3：ルクセンブルクで設立が認められている主な会社<sup>17</sup>

名称	フランス語	説明
株式会社	Société Anonyme (S.A.)	株主は出資額の限度で責任を負う。最低資本金額は 30,968.69 ユーロ。設立時に少なくとも 25%の払込を要する。株式譲渡制限は不可。株主の数は 1 名以上（上限無し）。複数株主がいる場合の取締役数は 3 名以上、単独株主の場合の取締役数は 1 名以上。①取締役会を設置した株式会社と、②経営執行委員会及び監督委員会を設置した株式会社のうち、いずれか一方を選択することができる。
有限責任会社	Société à Responsabilité Limitée (S.à.R.L.)	出資者は出資額の限度で責任を負う。最低資本金額は 12,394.68 ユーロ。設立時に 100%の払込を要する。株式譲渡制限は可能（資本金額の 75%以上の出資者の合意が必要）。出資者の数は 1 名から 40 名まで。取締役数は 1 名以上。

## V 民事訴訟法

ルクセンブルク民事訴訟法典は、1806年フランス民事訴訟法典に基づいていたが、その後、フランス及びベルギーの法改正の影響を受け、大きく変わった<sup>18</sup>。

ルクセンブルクには、3か所の治安裁判所（フランス語では「justices de paix」）がある。治安裁判所は、訴額が 10,000 ユーロ以下の少額の民商事事件、及び賃貸借等に関する事件（訴額如何に関わらない）を取り扱う。訴額が 10,000 ユーロを超える事件は、他の裁判所に専属管轄が認められる事件でない限り、2か所の地方裁判所（フランス語では「Tribunal d'arrondissement」）が管轄する。また、地方裁判所は、治安裁判所の第一審判決に対する控訴事件をも管轄する。

ルクセンブルク市にある最高裁判所（フランス語では「Cour supérieure de justice」）に

<sup>17</sup> 「ルクセンブルクの持株会社 貴社事業に最適な選択」（Deloitte、2013年）  
[http://www.deloitte.com/assets/Dcom-Luxembourg/Local%20Assets/Documents/Brochures/Japanese/lu\\_jp\\_holdingcompanies\\_112010.pdf](http://www.deloitte.com/assets/Dcom-Luxembourg/Local%20Assets/Documents/Brochures/Japanese/lu_jp_holdingcompanies_112010.pdf)

<sup>18</sup> 前掲「An introduction to legal research in the jurisdiction of Luxembourg」



は、控訴院(フランス語では「Cour d'appel」)と破毀院(フランス語では「Cour de cassation」)が含まれる。もし当事者が地方裁判所の判決に不服がある場合、控訴院に控訴することができる。控訴院又は地方裁判所の判決に法の適用又は解釈の誤りがあると考えた当事者は、破毀院に上訴することができる<sup>19</sup>。破毀院は、事実認定については再審査せず、法の適用又は解釈の誤りの有無についてのみ判断する。

なお、ルクセンブルクでは、1814年に陪審制が廃止されて以来、職業裁判官のみによる裁判が行われている<sup>20</sup>。

## VI 刑事法

1879年ルクセンブルク刑法典は、1867年ベルギー刑法典を継受したものである。もともとベルギー刑法はフランス刑法の圧倒的影響下で制定されたものであるため、ルクセンブルク刑法もまた、フランス刑法の強い影響を受けたものといえる<sup>21</sup>。

2009年には、ルクセンブルクは、オランダ及びベルギーに続き世界で3番目に、「安楽死」を合法化する法律を成立させた。即ち、「緩和ケア、患者の事前指示及び死の看取りに関する法律」並びに「安楽死及び自殺幫助に関する法律」である<sup>22</sup>。これら新法の下では、安楽死又は自殺幫助に関与する医師は、一定の厳格な手続を行わなければならないこととされており、「手続化の重視」等の点がルクセンブルクの安楽死法の特徴であるといわれている<sup>23</sup>。

ルクセンブルク刑事訴訟法典は、もともとはナポレオン法典に基づいていたが、その後大きく改正された<sup>24</sup>。刑事訴訟も、民事訴訟と同様、治安裁判所、地方裁判所及び最高裁判所が管轄する。検察官は、被告人と同様に、刑事事件の判決に対して上訴することができる。上訴審では新たに審理手続をやり直すこととなり、上訴審で宣告される判決は、原審判決より重くなることも軽くなることもあり得る<sup>25</sup>。

---

<sup>19</sup> 「dispute resolution in luxembourg」(OPF Partners)

[http://www.opf-partners.com/wp-content/uploads/2012/05/Brochure-Litigation-website\\_EXECUTION-COPY\\_20120504.pdf](http://www.opf-partners.com/wp-content/uploads/2012/05/Brochure-Litigation-website_EXECUTION-COPY_20120504.pdf)

<sup>20</sup> Nicolas Henckes 著「UPDATE: Luxembourg – Description of the Legal System and Legal Research」(GlobaLex, 2013年)

<http://www.nyulawglobal.org/globalex/luxembourg1.htm>

<sup>21</sup> 森下忠著「ルクセンブルク大公国」(『判例時報 No.1138』(判例時報社、1985年)所収) 24頁。

<sup>22</sup> 成立に至る過程では、アンリ大公が自己の信念に基づき法案への署名を拒否したため、憲法改正にまで至ったという事情があった。

<sup>23</sup> 甲斐克則著「ベネルクス3国の安楽死法の比較検討」(『比較法学 46(3)』(早稲田大学比較法研究所、2013年)所収) 111～116頁。

<sup>24</sup> 前掲「An introduction to legal research in the jurisdiction of Luxembourg」

<sup>25</sup> 「Luxembourg - Judicial system」(Encyclopedia of the Nations)

<http://www.nationsencyclopedia.com/Europe/Luxembourg-JUDICIAL-SYSTEM.html>

## Ⅶ 参考資料

以上、ルクセンブルク法の概要を簡単に紹介してきたが、ルクセンブルク法については、ドイツ法、フランス法及びイギリス法と比べると、日本語の文献・論文等が圧倒的に少ない。

ルクセンブルク法全般の日本語による概説書は残念ながら現在のところ存在しないが、各法分野において、脚注に掲げた文献が参考となろう。また、英語による情報源及び調査方法等については、「Globalex」というウェブサイトの中の「UPDATE: Luxembourg – Description of the Legal System and Legal Research」等が参考になる<sup>26</sup>。ルクセンブルクの法令の調査は、いくつかのウェブサイトで可能である<sup>27</sup>が、情報は基本的にフランス語により提供されている。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.42 No.6』（国際商事法研究所、2014年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第21回 ルクセンブルク」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

---

<sup>26</sup> <http://www.nyulawglobal.org/globalex/luxembourg1.htm>

<sup>27</sup> 例えば、ルクセンブルク政府の下記ウェブページには、基本的な法律のフランス語原文が掲載されている。

[http://www.legilux.public.lu/leg/textescoordonnes/codes/index.html#code\\_commerce](http://www.legilux.public.lu/leg/textescoordonnes/codes/index.html#code_commerce)